

議案第62号 交野市印鑑条例の一部を改正する条例について

1. 改正目的

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、個人番号カードと在留カード等の一体化が可能となったため、その運用に必要な改正を行うほか、所要の改正を行うもの。

2. 主な改正内容

- ・ 条例第2条第2項において、印鑑登録を受けている者が印鑑登録証明書の申請を行うときの提示書類として個人番号カードのほか、特定在留カードと特定特別永住者証明書を加える。
- ・ 条例第13条の2第2号における、電気通信事業法の引用条項について「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

3. 施行期日

公布の日

別記様式第 3 号（第 8 条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】
政策等情報の説明資料
令和 8 年 1 0 月 定例会

議案の 件 名	議案第 6 2 号 交野市印鑑条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）												
〈政策等の概要〉 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めることを目的とする。		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 全国の市町村で同様の改正が実施される。 〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円） <table><tr><td>総事業費</td><td>国庫支出金</td><td>府支出金</td><td>市債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr><tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	－	－	－	－	－	－
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源										
－	－	－	－	－	－										
〈政策等を必要とする背景〉 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行に伴い、個人番号カードと在留カード等の一体化が可能となったため、その運用に必要な改正を行うほか、所要の改正を行うもの。		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 在留カード等所持者の利便性が向上する。													
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉													
出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 8 年 6 月 1 4 日施行）		まちづくりの目標	目 標	－											
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営											
		施策	施 策	DXの推進											
		○その他の計画（該当する場合のみ）													
		計画名称													
〈市民参加の状況〉		策定年度													
有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間													
		〈政策等の実施時期〉		公布の日											
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）											
		市民部	市民課	有 ・ 無 （新旧対照表他）											

交野市印鑑条例（昭和50年条例第26号）新旧対照表

新	旧
（印鑑登録証明の申請） 第12条（略） 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者本人がその意思により同項の申請を行うときは、登録証を添えることに代えて、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）</u>又は<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>（以下これらを「<u>個人番号カード等</u>」という。）を提示して申請を行うことができる。 （多機能端末機における印鑑登録証明書の交付） 第13条の2 第12条及び前条第1項の規定にかかわらず、登録者は次に掲げるものを利用することにより、多機能端末機（本市の電子計算システムと電気通信回路で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 （1） <u>個人番号カード等</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報シ	（印鑑登録証明の申請） 第12条（略） 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者本人がその意思により同項の申請を行うときは、登録証を添えることに代えて、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。</u><u>以下同じ。）</u> _____ _____ _____ _____ _____を提示して申請を行うことができる。 （多機能端末機における印鑑登録証明書の交付） 第13条の2 第12条及び前条第1項の規定にかかわらず、登録者は次に掲げるものを利用することにより、多機能端末機（本市の電子計算システムと電気通信回路で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 （1） <u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報シ

新	旧
システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。) (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。) (個人番号カード等を登録証として利用できる有効期限) 第13条の3 個人番号カード等を登録証として利用できる有効期限は、個人番号カード等の有効期限と同一とする。 (印鑑登録証明の拒否) 第14条 市長は、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録証明を拒否しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 登録証の提示がないとき(個人番号カード等を提示するとき及び多機能端末機を利用して印鑑登録証明書を取得するときを除く。))。 (5) (略)	システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。) (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。) (個人番号カード__を登録証として利用できる有効期限) 第13条の3 個人番号カード__を登録証として利用できる有効期限は、個人番号カード__の有効期限と同一とする。 (印鑑登録証明の拒否) 第14条 市長は、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録証明を拒否しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 登録証の提示がないとき(個人番号カード__を提示するとき及び多機能端末機を利用して印鑑登録証明書を取得するときを除く。))。 (5) (略)